

◆大和高田市移動支援事業マニュアル(事業者用)

令和5年1月1日現在

移動支援の概要

・単独で外出困難な障害者（児）が“社会生活上必要不可欠な外出”及び“余暇活動等の社会参加のための外出”を支援することであり、外出支援（移動の介助及び身の回りの介護）を行うことで自立生活、社会参加を促すことが目的。

移動支援における支援とは

・移動の際の介護、排泄、食事の介護、代筆、代読、危険回避等の支援をいいます。

移動支援の対象者 ※児童については、就学児以上が対象となります。

I 型	・身体障害者手帳1・2級の視覚障害者・児 ・療育手帳の交付を受けている知的障害者・児 ・精神保健福祉手帳1・2級の交付を受けている精神障害者・児
II 型	・身体障害者手帳1・2級の身体障害者・児で全身性四肢麻痺の方 (体幹機能障害1級で四肢麻痺の方(児)を含む)

対象となる外出の範囲は

・外出の範囲については、基本的に福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断し、原則1日の範囲内で用務を終えることが可能なものが対象となります。

○行政機関等に関わる手続、相談等

官公庁、銀行、郵便局等

○社会参加促進、社会生活上の必要性の観点から認められる外出

①地域生活に欠かせないと判断出来るもの…地域の自治会、婦人会、子供会、お祭り、子供の発表会

②社会生活一般でおつきあいの範疇に入るもの…冠婚葬祭、お見舞い

③買い物（本人同伴で嗜好による買い物…衣類/雑貨/本/CD等 **食料品以外のもの**

※食材料等の購入は、日常生活に不可欠なものなので居宅介護の範疇

○余暇活動等の社会参加のための外出

①自己啓発や教養を高めるもの…講演会、博覧会、美術館、図書館等

②生活の内容・質の向上、充実を図るもの…映画鑑賞、コンサート会場、理美容院、同窓会、温泉、カラオケ、遊園地、ボーリング、動物園、レクリエーション、プール、旅行

③体力作り、散歩等…この利用は必ず事前に事業所から市役所にお問い合わせください。事前相談のない場合は、全額利用者の自己負担とします。

対象とならない外出の範囲

○経済的な活動

①外出先で収入を得る事を目的とする外出…商品販売、営業活動、講演会の講師、特定の利益を目的とする団体活動のための外出、勧誘、宣伝等

○通年かつ長期にわたる外出

①1年を通じて定期的に継続する外出…学校への通学、施設、作業所、生活介護、専門学校、職業訓練校、日中活動系サービスへの通所、習い事、学習塾、スイミングスクール等、

自宅⇄バス停

※週単位・月単位で利用日が決まっているもの

②通院、グループホームやケアホームから施設や会社への送迎

※但し、保護者の入院等やむを得ない事情による場合であれば、通学、通所等の送迎に限り一時的に利用が認められる場合があります。(必ず事業所から市役所に事前に相談してください。相談なく利用の場合は全額利用者の自己負担となります。)

○社会通念上、移動支援事業を利用する事が適当でない外出

①宗教活動…布教活動や勧誘等の活動は対象外。

但し、個人の参拝で他に趣旨がないものは認められる。(初詣/宮参り/法事/クリスマスイベント等)

②政治活動…ただし、投票所への送迎は認められます。

③公序良俗に反することを目的とする場所…公共の秩序に欠ける場所。

ギャンブル・飲酒など

④社会通念上、適当でないと判断される利用…移動支援事業所での預かり行為〔外出支援になっていない〕、歩行訓練、おやつを買いに行く、ドライブ等。

移動支援の支給量と利用時間

◆1ヶ月＝24時間〈単身者は、40時間〉〔1日の利用は最長8時間まで〕

◆就学児童については、長期休暇の3月～4月は各月30時間、7月～8月は各月40時間を支給することとします。(対象とならない場合もあります。)

その他留意事項

◆児童の移動支援事業利用についての考え方◆

児童の場合、「保護者が付き添うことができない」ことが前提となります。

その上で、「子育てからくるニーズなのか」、「障害が起因となって生じるニーズ」なのかを判断することになります。

移動支援事業は、「障害があるがために、障害のない子供と比べて日常生活の外出機会に恵まれていない部分」を支援することになります。

◆移動支援の利用は、居宅出発→移動先→居宅帰着としていましたが、利用者の余暇活動の多様化やニーズ・利便性により、令和5年1月1日より居宅出発・居宅帰着の要件を見直し、外出先での利用や片道での利用を認めます。ただし、これまで同様、施設等への送迎や通院、通学での利用は不可です。

◆移動支援で提供されるサービスは、一日の利用時間は最長8時間までです。それを超えて実施される場合は、8時間までは公費支給されます。

◆移動支援は、常時支援ができる状況にあることが必須であり、別室で待機しているなど、外出先においてヘルパーが付き添っていない時間やヘルパーが1人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間等は算定の対象外となります。

◆移動支援と行動援護の両方を利用することは出来ません。

行動援護対象者は、行動援護が優先となります。

※記載の内容については、随時変更になることがあります。ご了承ください。